

( 予 算 )

平成29年度生活衛生・食品安全関係予算案の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

( 連 絡 事 項 )

1. 輸入食品の安全確保対策について  
(1) 輸出国における衛生対策・・・・・・・・・・・・・・・・ 9  
(2) 輸入時(水際)における衛生対策・・・・・・・・ 10

2. 食品の安全確保対策について  
(1) 食中毒発生時・予防対策・・・・・・・・ 12  
(2) 食品等の監視指導・・・・・・・・ 16  
(3) 食肉・食鳥肉の安全対策・・・・・・・・ 17  
(4) 食品中の放射性物質への対応・・・・・・・・ 21

3. 食品に関する規格基準の策定等について  
(1) 食品中の残留農薬等の対策・・・・・・・・ 23  
(2) 食品中の汚染物質等の対策・・・・・・・・ 24  
(3) 食肉等の生食に関する対応について・・・・・・・・ 26  
(4) 食品添加物の対策・・・・・・・・ 27  
(5) 器具・容器包装、おもちゃ等の対策・・・・・・・・ 31  
(6) 健康食品の安全性確保・・・・・・・・ 32  
(7) 遺伝子組換え食品等の安全性確保・・・・・・・・ 33  
(8) その他・・・・・・・・ 35

4. その他食品関係  
(1) カネミ油症対策・・・・・・・・ 37  
(2) 森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力・・・・・・・・ 39  
(3) 食品の安全性確保に関するリスクコミュニケーション・・・・・・・・ 41

5. 生活衛生行政について  
(1) 生活衛生関係営業等への対応について・・・・・・・・ 42  
(2) 火葬場における有害化学物質について・・・・・・・・ 43

6. 水道行政について  
(1) 水道事業に係る予算関係について・・・・・・・・ 45  
(2) 水道の基盤強化に向けた水道法の改正について・・・・・・・・ 47

# 平成30年度 生活衛生・食品安全関係予算案の概要

平成29年12月

厚生労働省医薬・生活衛生局（生活衛生・食品安全部門）

※他省庁、他局計上分を含む

## 1. 食の安全・安心の確保など

136億円（127億円）

### (1) 残留農薬・食品添加物等の規格基準策定の推進

1,310百万円（1,259百万円）

残留農薬の基準設定について、国際的に用いられる急性毒性の指標（急性参照用量（ARfD）（※））を考慮した残留基準の見直しを計画的に進める。

また、残留基準の適否を確認する分析法の開発を推進するとともに、残留農薬等の基準等の設定をより迅速に行えるよう、技術専門職員を増員するなど審査体制を強化する。

※急性参照用量（ARfD）：ヒトがある物質を24時間または、それより短時間の間の経口摂取を行っても、健康に悪影響が生じないとされる体重1kg当たりの摂取量

### (2) HACCPの制度化などによる的確な監視・指導対策の推進【一部新規】

309百万円（262百万円）

食品等事業者の衛生管理水準の更なる向上を図るとともに、「未来投資戦略2017」に掲げる食品の輸出促進につなげるため、国内のHACCP（※1）の制度化を推進する。さらに、食品等事業者による営業許可等の申請手続の効率化、食品リコール情報の一元管理等の観点から、電子申請等の共通基盤システム整備（※2）を進める。もって飲食に起因する事故の発生を防止し、あわせて食品等事業者の行政手続コスト及び地方自治体の業務の軽減を図る。

（※1）HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）

食品の製造・加工工程で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析し、特に重要な対策のポイントを重要管理点として定めた上で、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法

（※2）システム開発経費は平成30・31年度の国庫債務負担行為（3.4億円）として計上

### (3) 検疫所における水際対策等の推進

10,848百万円(10,086百万円)

#### ① 観光立国推進に対応した検疫体制の計画的整備【一部新規】

10,848百万円の内数(10,086百万円の内数)

「観光立国推進計画」及び「明日の日本を支える観光ビジョン」(訪日外国人旅行者を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とするなどの目標)を踏まえ、国際的に脅威となる感染症の水際対策に必要な検疫機能の強化を図るため、人員の確保や患者搬送車両等の体制整備を行う。

#### ② 輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化

10,848百万円の内数(10,086百万円の内数)

経済連携協定の進展等に伴い、今後も海外からの輸入食品の増加が見込まれることを踏まえ、食の安全・安心を守るため、輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化を図り、輸入食品監視指導計画に基づく検疫所における監視指導を強化する。

### (4) 食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等

1,172百万円(1,122百万円)

#### ① 食品に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の推進

9百万円(9百万円)

食品安全に対する消費者の意識の高まりなどに対応するため、食品安全基本法や食品衛生法に基づき、消費者等への積極的な情報提供や双方向の意見交換を行う。

#### ② 食品の安全の確保に資する研究の推進

736百万円(686百万円)

食中毒の予防や食品中の化学物質等の基準設定、検査法等の課題について、科学的根拠に基づく調査研究を進める。

#### ③ カネミ油症患者に対する健康実態調査等の実施

427百万円(427百万円)

カネミ油症患者に対する総合的な支援施策の一環として、ダイオキシン類を直接経口摂取したことによる健康被害という特殊性を踏まえ、患者の健康実態調査を実施し、健康調査支援金の支給等を行う。

## 2. 強靱・安全・持続可能な水道の構築【一部新規】 379億円（359億円） ※他省庁計上分を含む

水道施設の耐震化・広域化、安全で良質な給水を確保するための施設整備など緊急性の高い事業について引き続き支援を行うとともに、コンセッションの推進や先端技術を活用した効率的で付加価値の高い水道サービス実現のための支援など、将来にわたり持続可能で強靱かつ安全な水道の構築を図る。

## 3. 生活衛生関係営業の活性化や振興など【一部新規】 46億円（41億円）

生活衛生関係営業における生産性向上を推進するため、業務改善に取り組みやすくするためのガイドライン・マニュアルの普及や活用の推進を図るとともに、最低賃金の引上げの影響が大きい生活衛生関係営業者に対する収益力向上等に関するセミナー等の実施や、業の振興や発展を図るための組織基盤の強化を通じた衛生水準の確保・向上、相談支援体制の強化等を行う。

## 4. 復興関連施策（復興庁計上）

### ・食品中の放射性物質対策の推進 97百万円（97百万円）

食品中の放射性物質の安全対策を推進するため、食品中の放射性物質の摂取量等の調査や流通段階での買上調査を実施するなどの取組を行う。

### ・水道施設の災害復旧に対する支援 64億円（108億円）

東日本大震災で被災した水道施設のうち、各自治体の復興計画で、平成30年度に復旧が予定されている施設の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

### ・被災した生活衛生関係営業者への支援 4.3億円（3.6億円）

株式会社日本政策金融公庫が東日本大震災復興特別貸付等の融資を行うために必要な財政支援を行う。

平成30年度 生活衛生・食品安全関係予算(案)総括表

1. 食の安全・安心の確保など

(単位:百万円)

事 項	平成29年度 当初予算額 (A)	平成30年度 予算(案) (B)	対前年度 増△減額 (B)-(A)	対前年度 比 (B)÷(A)
1 残留農薬・食品添加物等の規格基準策定の推進	< 1,259 > 1,259	< 1,310 > 1,310	< 51 > 51	104.1% 104.1%
(1)残留農薬・食品添加物等の規格基準策定の推進	< 1,113 > 1,113	< 1,072 > 1,072	< △ 41 > △ 41	96.3% 96.3%
(2)食品用容器包装などの安全確保対策の推進	< 81 > 81	< 174 > 174	< 93 > 93	214.8% 214.8%
(3)食品汚染物質に係る安全確保対策の推進	< 40 > 40	< 40 > 40	< 0 > 0	100.0% 100.0%
(4)健康食品の安全確保対策の推進	< 25 > 25	< 25 > 25	< 0 > 0	100.0% 100.0%
2 HACCPの制度化などによる的確な監視・指導対策の推進	< 262 > 240	< 309 > 288	< 47 > 48	117.9% 120.0%
(1)食中毒その他国内の監視指導対策の徹底	< 163 > 150	< 159 > 148	< △ 4 > △ 2	97.5% 98.7%
(2)輸出促進も視野に入れた事業者の衛生管理対策の推進	< 99 > 89	< 150 > 140	< 51 > 51	151.5% 157.3%
3 検疫所における水際対策等の推進	< 10,086 > 10,086	< 10,848 > 10,848	< 762 > 762	107.6% 107.6%
(1)観光立国推進に対応した検疫体制の計画的整備	< 10,086 > 10,086	< 10,848 > 10,848	< 762 > 762	107.6% 107.6%
(2)輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化	< 10,086 > 10,086	< 10,848 > 10,848	< 762 > 762	107.6% 107.6%
4 食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等	< 1,122 > 436	< 1,172 > 436	< 50 > 0	104.5% 100.0%
(1)食品に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の推進	< 9 > 9	< 9 > 9	< 0 > 0	100.0% 100.0%
(2)食品の安全の確保に資する研究の推進	< 686 > 0	< 736 > 0	< 50 > 0	107.3% —
(3)カネミ油症患者に対する健康実態調査等の実施	< 427 > 427	< 427 > 427	< 0 > 0	100.0% 100.0%
合計(一般会計)	< 12,730 > [ 6,990 ] 12,020	< 13,639 > [ 7,431 ] 12,882	< 910 > [ 441 ] 862	107.1% 106.3% 107.2%

<東日本大震災復興特別会計>

(単位:百万円)

食品中の放射性物質対策の推進	97	97	0	100.0%
----------------	----	----	---	--------

- 注 ①. 計数は、それぞれ四捨五入しているもので、端数において合計と一致しない場合がある。  
 ②. 上段< >は他局計上分を含む。  
 ③. 3には検疫所の人件費を含んでおり、合計欄の [ ] は検疫所の人件費分。

## 2. 強靱・安全・持続可能な水道の構築

(単位:百万円)

事 項	平成29年度 当初予算額	平成30年度 予算(案)	対前年度 増△減額	対前年度 比 率	備 考
強靱・安全・持続可能な水道の構築	< 35,927> 25,991	< 37,918> 30,112	4,121	115.9%	
1. 施設整備費等(※)	< 35,820> 25,884	< 37,820> 30,014	4,130	116.0%	
(1)水道施設整備費補助	< 18,479> 8,549	< 17,483> 9,680	1,131	113.2%	
(2)指導監督事務費	< 56> 50	< 53> 50	0	100.0%	・指導監督事務費 50
(3)補助率差額	2	1	△ 1	50.0%	・北方領土隣接地域振興等事業補助率差額 1
(4)災害復旧費(東日本大震災を除く)	350	350	0	100.0%	・水道施設災害復旧事業 350
(5)調査費	33	33	0	100.0%	・水道施設整備事業調査費等 33
(6)生活基盤施設耐震化等交付金	16,900	19,900	3,000	117.8%	・生活基盤施設耐震化等交付金 19,900
2. 水道安全対策等	107	98	△ 9	91.6%	1. 水道水源水質対策の推進 10 2. 新水道ビジョンの推進 45 水道インフラシステム輸出拡大推進事業 18 水道水質管理向上に関する検討調査費 4 官民連携等基盤強化支援事業費 11 水道の基盤強化方策推進費 5 水道施設強靱化推進事業 7 3. 水質管理等強化の推進 14 4. 給水装置対策の推進 17 5. その他(国際分担金など) 12

(※)上段< >は他省庁計上分を含む。

### <東日本大震災復興特別会計>

(単位:百万円)

事 項	平成29年度 当初予算額	平成30年度 予算(案)	対前年度 増△減額	対前年度 比 率	備 考
水道施設の災害復旧に対する支援	10,821	6,370	△ 4,451	58.9%	復興庁一括計上 ・水道施設災害復旧事業 6,370

### 3. 生活衛生関係営業の活性化や振興など

(単位:百万円)

事 項	平成29年度 当初予算額 (A)	平成30年度 予算(案) (B)	対前年度 増△減額 (B)-(A)	対前年度 比率 (B)/(A)	備 考
<b>生活衛生関係営業の活性化や振興など</b>	4,130	4,623	493	111.9%	
1 生活衛生金融対策費	3,055	3,445	390	112.8%	株式会社日本政策金融公庫補給金 〔貸付計画額: 1,150億円〕
2 生活衛生関係営業行政経費	1,072	1,176	104	109.7%	
(1) 生活衛生等関係費	30	33	3	110.0%	
ア 生活衛生関係営業振興等対策費	23	27	4	117.4%	新 生活衛生関係営業における生産性 向上推進事業 3百万円
イ 建築物環境衛生管理対策費	7	7	0	100.0%	※ 平成30年度シックハウス対策予算に ついては、左記のほか他部局におい て57百万円を計上。
(2) 生活衛生営業対策費	1,043	1,142	99	109.5%	
ア 生活衛生関係営業対策事業費 補助金 (全国指導センター、都道府県、 連合会・組合)	1,043	1,142	99	109.5%	新 生活衛生関係営業収益力向上事業 99百万円増
3 医師等国家試験費	1	1	0	100.0%	
(1) 建築物環境衛生管理技術者 国家試験費	1	1	0	100.0%	

#### <東日本大震災復興特別会計>

(単位:百万円)

被災した生活衛生関係営業者への支援 (復興庁計上)	355	433	78	122.0%	
株式会社日本政策金融公庫出資金	355	433	78	122.0%	

( 予 算 )

( 連 絡 事 項 )

## 1. 輸入食品の安全確保対策について

輸入食品の安全性の確保は、国民の関心が非常に高い極めて重要な課題となっている。このため、年度毎に「輸入食品監視指導計画」を定め、①輸出国段階、②輸入時の水際段階、③国内流通段階の3段階で対策を実施している。

### (1) 輸出国における衛生対策

#### 従前の経緯

- 輸出国における衛生対策の推進として、輸出国政府等に対し、違反原因の究明及び発生防止対策の確立を要請するとともに、二国間協議を通じて生産等の段階における安全管理の実施、監視体制の強化、輸出前検査の実施等の推進を図るほか、必要に応じ、担当官を派遣して輸出国の衛生対策の調査、我が国における食品衛生規制を周知するための説明会等を実施している。
- 日中間については、「日中食品安全推進イニシアチブ覚書」に基づき、日中両国で輸出入される食品等の安全分野における交流及び協力の促進を目的とした行動計画を閣僚級で策定するとともに、実務者レベル協議及び現地調査を実施している。
- 平成28年度は、インド、シンガポール、マレーシア及びノルウェーについて現地調査を行い、関係制度、管理体制並びに生産者及び製造者の取組状況について調査を行った。  
また、パラグアイ産ごまの種子並びにアイルランド産、カナダ産、スウェーデン産、米国产及びポーランド産牛肉について、対日輸出食品の管理状況の現地調査を実施した。  
その他、海外での問題発生情報等に基づく緊急対応等のため、二国間協議又は書簡交換を行った。
- 平成29年度は、12月末時点で、台湾、中国、ニュージーランド及びベルギーについて現地調査を行い、関係制度、管理体制並びに生産者及び製造者の取組状況について調査を行った。  
また、英国産、オーストリア産及び米国产産牛肉について、対日輸出食品の管理状況の現地調査を実施した。

#### 今後の取組

- 引き続き、個別問題が発生した際の二国間協議及び現地調査を通じた輸出国段階の衛生対策の検証を行うほか、問題発生 of 未然防止を図るため、主要な輸出国に対し、計画的に現地調査を行い、輸出国における関係制度、管理体制並びに生産者及び製造者の取組状況について調査を行うとともに、輸出国の政府担当者や食品等事業者到我が国の食品衛生規制を周知するための説明会を開催し、海外の生産現場における衛生管理をより一層推進する。
- 平成30年度輸入食品監視指導計画案については、1月～2月の間にパブリックコメント手続を実施するとともに、2月1日に大阪、2月7日に東京で意見交換会を開催する。

- 輸出国において食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための措置（基準Aに基づく HACCP による衛生管理）が講じられていることが必要な食品※については、当該措置が講じられていることを輸出国の政府機関が確認した施設等において製造等されたものでなければ、輸入できなくなるよう調整を進めることとしている。  
※ 食肉、食鳥肉等を想定。
- また、乳、乳製品や生食用カキやフグなど、衛生管理によっては食品衛生上のリスクが高まるおそれがある食品の輸入に当たっては、食品衛生上の管理状況等について、輸出国政府による衛生証明書の添付を要件とするよう調整を進めることとしている。

## （２）輸入時（水際）における衛生対策

### 従前の経緯

- 輸入時の衛生対策としては、多種多様な輸入食品を幅広く監視するため、年間計画に基づくモニタリング検査を実施するとともに、モニタリング検査における違反の検出等に照らして違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品について、輸入の都度、輸入者に対して検査命令を実施している。  
（注）モニタリング検査の件数は、食品群ごとや検査項目ごとに統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査件数を基本として設定される。
- 平成 28 年度には、約 234 万件の輸入届出に対して、195,580 件（モニタリング検査 54,215 件（延べ 98,164 件）、検査命令 56,877 件、指導検査等 91,740 件の合計から重複を除いた数値）を実施し、そのうち、773 件を食品衛生法違反に該当するものと確認し、輸入者に対して廃棄、積戻し等の措置を求めた。
- 平成 29 年度上半期には、約 123 万件の輸入届出に対して 102,756 件（モニタリング検査 29,709 件、検査命令 30,130 件、指導検査等 46,119 件の合計から重複を除いた値）を実施し、そのうち、384 件を食品衛生法違反に該当するものと確認し、輸入者に対して廃棄、積戻し等の措置を求めた。
- ブラジルでの食肉の不正事件に関連して、特別検査の対象となった施設から輸入された鶏肉等について輸入業者に対し詳細な情報が確認されるまで販売を見合わせるよう要請した。また、捜査対象となった施設で製造等された鶏肉等の輸入手続きを保留するとともに、捜査対象以外の施設で製造等された畜産食品については輸入時検査を強化した。
- 日本国内において、プエラリア・ミリフィカを喫食したことが原因と考えられる健康被害情報が多数報告されていることを踏まえ、プエラリア・ミリフィカ及びプエラリア・ミリフィカを含む食品が輸入届出された場合には、輸入者に対し、製造管理等について報告を求め、報告がない場合は輸入を中止するよう指導する措置を講じた。

### 今後の取組

- 引き続き、検疫所において、「輸入食品監視指導計画」に基づきモニタリング検査を実施する。  
また、厚生労働省において、前年度のモニタリング検査の結果等を勘案して、平成 30 年

度の「輸入食品監視指導計画」を策定する。具体的には、これまでの対策を継続して実施するとともに、輸入者が初めて輸入する食品等を中心に食品等輸入届出書の内容と実際の貨物との同一性の確認を実施する。また、モニタリング検査にて法違反が判明した際に速やかな流通状況調査、回収措置等が行えるよう、引き続き、輸入者に対して販売計画の提出を指導する。さらに、我が国の HACCP 制度化を見据え、輸出国における HACCP の導入状況を調査することとしている。

- そのほか、輸入食品監視業務の効率化を図るため、輸入食品監視支援システム（FAINS）の機能性の向上を図るとともに、輸入者等の依頼を受けた登録検査機関の検査が適切に実施されるよう、地方厚生局を通じた登録検査機関に対する指導監督の徹底に努めることとしている。  
また、輸入者に対する輸入前指導の一層の推進を図ることとしている。

#### **都道府県等に対する要請**

- 次に掲げる 3 点をお願いする。
  - ① 国内で流通する輸入食品については、「輸入食品監視指導計画」のほか、厚生労働省ホームページ及び食中毒調査支援システム（NESFD）に掲載された輸入者に対する検査命令に関する通知、食品衛生法違反に該当する食品に関する情報等を参考としつつ、監視指導を効率的に実施すること。
  - ② 食品衛生法違反に該当する輸入食品を確認したときや、輸入食品を原因とする食中毒事案を確認したときは、輸入時の水際段階の検査や国内流通段階の監視指導が迅速に実施されるよう、直ちに厚生労働省、関係都道府県等に連絡すること。
  - ③ 輸入時の水際段階の検査、海外情報等を通じて食品衛生法違反に該当するものと確認された輸入食品のうち、通関手続を経て国内で流通するものについては、関係の都道府県等において回収等の措置を命令するなど、監視指導を適切に実施すること。

## 2. 食品の安全確保対策について

### (1) 食中毒発生時・予防対策

#### ア 感染症担当部局等や関連自治体との連携

##### 従前の経緯

- 食品や水を媒介とするノロウイルス、腸管出血性大腸菌等を原因とする感染症又は食中毒事案は、食品衛生担当部局、感染症担当部局及び水道担当部局等とが連携して対応することを必要とする。また、広域に発生した食中毒事案は、関係自治体が連携して対応することを必要とする。
- 「食中毒処理要領」等において、食中毒患者等が「感染症の予防及び感症の患者に対する医療に関する法律」（「感染症法」）で規定される疾病に罹患しているものと疑われる場合には、食品衛生担当部局が感染症担当部局との間で情報を共有し調査を実施するよう、都道府県等に要請している。
- ノロウイルスについては、依然として食中毒患者数の約6割を占めることから、毎年流行シーズンとなる11月頃にノロウイルスによる食中毒の予防に関する注意喚起を行っている。また、例年、12月の中旬頃にピークとなる傾向があることを踏まえ、感染症部局と協力し注意喚起を行っている。

##### 都道府県等に対する要請

- 感染症担当部局等との連携を強化するため、引き続き次に掲げる3点をお願いする。
  - ① 一般に食品を媒介とする病原体（腸管出血性大腸菌、サルモネラ属菌、細菌性赤痢、コレラ、腸チフス、A型肝炎、E型肝炎等）を検出したときは、食中毒の広域散発発生との関連性の有無を確認するため、菌株等を国立感染症研究所へ迅速に送付すること。
  - ② 感染性胃腸炎のうち、特に集団発生例の多くは、ノロウイルスによるものと推測されていることから、感染症担当部局等と連携し、手洗いの徹底、糞便・吐物の適切な処理等の感染予防対策の啓発に努めること。
  - ③ 食中毒事件の公表及び調査結果の取りまとめについては、食中毒処理要領等に基づき、推定を含む原因施設を所管している自治体を中心となって対応すること。その他の自治体は、原因施設を所管している自治体の求めに応じて情報提供を行うなど、必要な協力を行うこと。

#### イ 食肉等による腸管出血性大腸菌やカンピロバクターを原因とする食中毒対策

##### 従前の経緯

- 平成28年11月には、家庭調理用の冷凍メンチカツ製品を喫食したことによる腸管出血

性大腸菌O157食中毒事例が広域に発生したことを受け、事業者に対しては適切な表示を、消費者に対しては十分な加熱や交差汚染防止について注意喚起を行うよう、再度、周知徹底を自治体に依頼した。

- 平成28年に老人ホームで発生した野菜調理品を原因とした食中毒事案を踏まえ、野菜及び果物を高齢者、若齢者及び抵抗力の弱い者を対象とした食事を提供する施設で、加熱せずに供する場合（表皮を除去する場合を除く。）には、殺菌を行うよう、平成29年6月16日に、「大量調理施設衛生管理マニュアル」を改訂して関係機関に周知した。

#### 【カンピロバクター食中毒】

- カンピロバクターを原因とする食中毒については、主な要因は、未加熱又は加熱不足の肉、牛レバー等の摂取及び食肉から他の食品への二次汚染となっている。これを踏まえ、平成19年3月に、「カンピロバクター食中毒予防について（Q&A）」を策定して関係機関に周知し、平成28年6月に知見の進展等に対応して更新を行った。  
（注）食品安全委員会は、鶏肉を始めとする畜産物中のカンピロバクタージェジュニ／コリに関する食品健康影響評価を実施した。

- 平成28年5月には、屋外イベントで提供された加熱不十分な鶏肉（鶏肉の寿司）によって2会場合計で患者数875名のカンピロバクターによる大規模食中毒が発生した。これを受けて、夏期一斉取締りを機に飲食店営業者向け及び消費者リーフレットを作成し、改めて食中毒予防に努めた。

- カンピロバクターによる食中毒患者は、加熱不十分な鶏肉メニューを喫食しているケースが多いことから、平成29年3月に「カンピロバクター食中毒対策の推進について」を通知し、鶏肉を飲食店営業者に販売する食鳥処理業者、卸売業者等にあつては、食鳥処理業者、卸売業者等に対して、飲食店業者が鶏肉を客に調理・提供する際には加熱が必要である旨の情報伝達を販売の際に行うことについて指導を実施している。

#### 今後の取組

- 牛のその他の内臓、鶏肉等の生食については、公衆衛生上のリスクの大きさを踏まえ、今後の取扱いについて検討することとしている。
- 腸管出血性大腸菌感染症・食中毒事例の調査結果とりまとめにおける7つの課題①広域発生事例に対する早期探知、②地方自治体及び国レベルの関係部局連携並びに患者情報・喫食調査情報・検査情報を統合した情報管理、③国による地方自治体間の情報共有への支援、④情報提供の一元化及び関係機関における提供した情報の共有、⑤詳細な調査を行うための遺伝子検査手法を統一化し解析、⑥検査や記録保存の在り方、⑦その他について検討することとしている。

#### 都道府県等に対する要請

- 鶏肉を飲食店営業者に販売する食鳥処理業者、卸売業者等に対し、飲食店業者が鶏肉を客に調理・提供する際には加熱が必要である旨の情報伝達を販売の際に行うよう指導する

ことについて、周知徹底いただきたいこと。

- 腸管出血性大腸菌の遺伝子検査手法について、反復配列多型解析法（MLVA）に統一化してシステム解析を実施することとしているため、地方衛生研究所において体制整備に向けた検討を行うこと。

## ウ 寄生虫を原因とする食中毒対策

### 従前の経緯

- ヒラメに寄生する *Kudoa septempunctat*（以下「クドア」という。）を原因とする食中毒の発生防止については、生産段階における適切な衛生管理が重要であり、農林水産省及び水産庁によるクドアがヒラメに寄生することを防止する取組の結果、近年、国産養殖ヒラメによる食中毒数は減少している。また、輸入食品については、食中毒の原因となったヒラメの養殖業者について、食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施している。
- 平成28年12月に、加熱不十分な「熊肉のロースト」を喫食したことによる旋毛虫（トリヒナ）食中毒が発生した。これを受けて、野生鳥獣肉による食中毒の発生を防止するため、中心部まで十分な加熱をした上で喫食すること等について、改めて関係事業者及び消費者への指導を行うよう通知した。
- アニサキスによる食中毒について、引き続き、ホームページ、リーフレット等を活用し、予防方法（・新鮮な魚を選び、速やかに内臓を取り除く。・魚の内臓を生で提供しない。・目視で確認して、アニサキス幼虫を除去する。・冷凍する（-20℃で24時間以上）。・加熱する（60℃で1分、70℃以上）。）について注意喚起を行っている。

### 今後の取組

- 韓国産ヒラメの輸入時の検査を適切に実施するとともに、輸出国に対し、食中毒の原因となったヒラメに寄生するクドアの原因究明及び再発防止対策等について、引き続き衛生対策の推進を要請する。

### 都道府県等に対する要請

- 引き続き次に掲げる2点をお願いする。
  - ① 病因物質不明事例において、原因物質特定に係る調査、研究が重要であることから、引き続き、平成27年7月2日事務連絡「食中毒調査に係る病因物質不明事例の情報提供について」に基づき、当該事例が発生した際には、患者の発症状況、喫食量、生産段階までの調査結果について情報提供いただきたいこと。
  - ② 食中毒の原因食品について特定（推定を含む）した際には、十分な生産地や流通調査を実施し、国産品であった場合については当該生産自治体あて、輸入食品であった場合については国内における輸入食品等違反発見連絡票にて食品監視安全課あて、速やかに報告いただきたいこと。

## エ ノロウイルスを原因とする食中毒

### 従前の経緯

- 例年、12月から3月までの間を中心に、ノロウイルスを原因とする食中毒が多数発生しているため、次に掲げる措置を講じている。
  - ① 平成29年12月に、「ノロウイルスに関するQ&A」を改定して手洗いの励行、食品取扱時の汚染防止、糞便や吐物の適切な処理、食品の十分な加熱等の対策を重点的に記載し、その内容を関係機関に周知した。
  - ② ノロウイルス食中毒の約8割は調理従事者を介した食品の汚染が原因とされており、調理従事者の健康管理や食品取り扱い者の汚染防止が重要であることを踏まえ、平成29年6月16日に、「大量調理施設衛生管理マニュアル」を改訂して関係機関に周知した。
  - ③ ②に加え、「加熱せずに喫食する食品（牛乳、発酵乳、プリン等容器包装に入れられ、かつ、殺菌された食品を除く。）については、乾物や摂取量が少ない食品も含め、製造加工業者の衛生管理の体制について保健所の監視票、食品等事業者の自主管理記録票等により確認するとともに、製造加工業者が従事者の健康状態の確認等ノロウイルス対策を適切に行っているかを確認すること」を「大量調理施設衛生管理マニュアル」を改訂して関係機関に周知した。
- （再掲）ノロウイルスについては、依然として食中毒患者数の約60%を占めることから、毎年流行シーズンとなる11月頃にノロウイルスによる食中毒の予防に関する注意喚起を行っている。また、例年、12月の中旬頃にピークとなる傾向があることを踏まえ、感染症部局と協力し注意喚起を行っている。

### 都道府県等に対する要請

- 引き続き、次に掲げる7点をお願いする。
  - ① ノロウイルスを原因とする胃腸炎に集団で感染した事案を探知したときは、食中毒か感染症かの判断を行う前に、食品衛生担当部局と感染症担当部局においては発生当初から情報を共有するとともに、疫学的な調査マニュアルに基づいて科学的に共同調査を行うこと。
  - ② ノロウイルス食中毒が発生した際には、病因物質、原因施設、原因食品、原因食材、汚染源、汚染経路等について、「食中毒処理要領」及び「食中毒調査マニュアル」に基づき調査を実施し、その結果、食中毒と判断する場合には、ノロウイルス感染者との濃厚接触、ノロウイルス感染者の糞便若しくは嘔吐物による塵埃又は環境を介した感染等でない根拠を明確にすること。
  - ③ 仕出し屋、飲食店及び旅館等におけるノロウイルスによる食中毒が多発している。これらの原因の多くは、ノロウイルスに感染した調理従事者等が汚染源と推察されていることから、「大量調理施設衛生管理マニュアル」、「ノロウイルスに関するQ&A」等

を参考に、食品等事業者や調理従事者の衛生管理等について監視指導を行うとともに、予防法の周知、発生防止対策等の衛生教育を充実すること。また、地域住民に対してはノロウイルスに関する正しい知識について情報提供すること。

- ④ 「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、加熱が必要な食品を非加熱又は加熱不十分な状態で若齢者、高齢者その他抵抗力が低い者に対し提供しないよう事業者に対し指導すること。
- ⑤ 二枚貝等の生産自治体においては、「生食用かきを原因とするノロウイルス食中毒防止対策について」（平成 22 年 1 月 22 日付け食安監発 0122 第 1 号）に基づき、食品衛生担当部局と水産担当部局とが連携して食中毒の発生防止に努めること。
- ⑥ 平成 28 年 11 月 24 日付け生食監発 1124 第 1 号「ノロウイルスによる食中毒の予防及び調査について」を参考にノロウイルス食中毒を調査すること。
- ⑦ ノロウイルス食中毒の約 8 割は調理従事者を介した食品の汚染が原因とされており、調理従事者の健康管理や食品取り扱い者の汚染防止が重要であることを踏まえ、施設の責任者に対し、調理従事者等を含め職員の健康管理及び健康状態の確認を組織的・継続的に行い、調理従事者等の感染及び調理従事者等からの施設汚染の防止に努めるよう指導すること。

## (2) 食品等の監視指導

### 都道府県等の食品衛生検査施設における検査等の信頼性の確保

#### 従前の経緯

- 都道府県等の食品衛生検査施設における検査等については、その結果が食品としての流通の可否を判断する基礎となるため、その信頼性を確保することが求められる。
- 以前、都道府県等の食品衛生検査施設が検査データの誤認や不適切な検査方法による検査の実施に起因して誤った検査成績書を発出したため、本来回収を必要としない食品が回収されるに至った事例も見受けられた。

#### 都道府県等に対する要請

- 引き続き、「食品衛生検査施設における検査等の業務管理について」（平成 20 年 7 月 9 日付け食安監発第 0709004 号）中の「食品衛生検査施設における検査等の業務管理要領」を踏まえ、収去に係る食品の現物及びロットを十分に確認するなど、都道府県等の食品衛生検査施設における検査等の信頼性の確保のために必要な措置を適切に講じるよう、願います。

### (3) 食肉・食鳥肉の安全対策

#### ア 食肉衛生対策

##### 従前の経緯

- 毎年度と畜場における枝肉の微生物汚染実態調査において、牛、豚等の枝肉の一般細菌数及び大腸菌群等の調査を実施している。
- 「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会 最終とりまとめ」において、と畜場においては CODEX の HACCP ガイドラインで示された 7 原則を要件とする衛生管理を実施することとされた。
- HACCP の制度化に際し、と畜場については、食肉処理工程が共通であること、検査員が常駐していることといった特有の状況や、諸外国においてもコーデックス HACCP が適用されていること等を考慮し、コーデックス HACCP の 7 原則に基づく衛生管理を適用するべきとされている。
- 平成 29 年度にはと畜検査員等を対象とした HACCP 導入における指導・検証の平準化に資する実地研修会を順次ブロックごとに開催している。

##### 今後の取組

- 食肉の衛生管理について、と畜場における HACCP の導入推進に必要な技術的支援を行っていく。
- 具体的には、厚生労働科学研究や諸外国の HACCP コントロールの事例をもとに、と畜・食肉処理における危害要因分析や衛生管理に関する具体的な科学的知見について、都道府県等に対し、HACCP 基準 A 向けのガイドラインの作成や研修会等を通じた情報提供を行っていく。
- また、効果的な HACCP の衛生指導に資するよう、厚生労働科学研究で得られた知見を基に、検証のための微生物検査手法を示す予定。

##### 都道府県等に対する要請

- HACCP 導入推進に当たっては、規模の大きい未導入のと畜場（関係の食肉処理施設を含む）を優先し、HACCP の早期導入を指導すること。なお、指導にあたっては、すでに HACCP が義務化されている国や輸出認定等において HACCP を導入している事例を参考とすること。小規模のと畜場にあつては HACCP 導入の手引書等を引き続き活用いただき、きめ細かく指導を行うこと。
- 引き続き、次に掲げる 3 点をお願いする。

- ① と畜場の施設設備及び衛生管理に関する基準が遵守されるよう、と畜場に対する監視指導を適切に実施すること。
- ② と畜検査員に対し食品衛生監視員を補職し、食品衛生上の監視指導も併せて行うこと。
- ③ と畜場の枝肉の微生物汚染実態調査において、十分な衛生管理がなされていないと考えられると畜場を管轄する自治体については、枝肉の微生物汚染防止は衛生的な食肉を供給するために重要であることから、と畜処理業者等への監視指導の徹底をお願いする。

## イ 牛海綿状脳症（BSE）対策

### 従前の経緯

- BSE 対策を開始して 10 年以上が経過しており、これまでの間、国内外のリスクが低下したことから、最新の科学的知見に基づき、国内の検査体制、輸入条件（米国、カナダ、オランダ及びフランス）といった対策全般について見直しを行ってきた。
- 平成 27 年 12 月に以下 2 点について食品安全委員会に諮問した。
  - ① と畜場における BSE 検査
 

食用にと畜される健康牛に実施される現行の BSE 検査を廃止した場合のリスクの評価。なお、生体検査において神経症状が疑われる等の 24 か月齢以上の牛に対しては、引き続き BSE 検査を実施。
  - ② SRM の範囲
 

と畜場等で除去対象としている SRM について、現行の範囲から 30 か月齢超の脊柱、全月齢の扁桃及び回腸遠位部を除外した場合のリスクの評価。
- 以上のうち、と畜場における BSE 検査については、平成 28 年 8 月、内閣府食品安全委員会より、「BSE 検査の検査対象月齢について、現在と畜場において実施されている、食用にと畜される 48 か月齢超の健康牛の BSE 検査について現行基準を継続した場合と廃止した場合のリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できる。（後略）」とする評価結果の通知があり、これを踏まえ、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法 施行規則（平成 14 年厚生労働省令第 89 号）を改正し、平成 29 年 4 月 1 日より健康と畜牛の BSE 検査を廃止した。
- アイルランドについては平成 25 年 12 月に、ポーランドについては平成 26 年 8 月に、ブラジルについては平成 27 年 12 月に、ノルウェー、デンマーク及びスウェーデンについては平成 28 年 2 月に、イタリアについては平成 28 年 5 月に、スイス、リヒテンシュタインについては平成 28 年 7 月に、オーストリアについては平成 29 年 9 月に牛肉等の輸入を再開した。また、平成 27 年 3 月には、BSE 発生国等から輸入される牛由来ゼラチン及びコラーゲンの取扱いについて見直した。英国については現在、食品安全委員会が評価書案のパブリックコメントを募集中である。
- 上記輸入条件に適合する牛肉等を除き、引き続き、BSE 発生国からの牛肉等の輸入手続きを停止している。

※BSE 対策の詳細については、厚生労働省医薬・生活衛生局ホームページを参照。

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/bse/index.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/bse/index.html)

#### 今後の取組

- 食品安全委員会において、SRM の範囲について審議中であり、答申を踏まえて、必要な管理措置を行う予定としている。
- 輸入禁止措置を講じている BSE 発生国からの牛肉等のうち、輸出国政府から食品安全委員会の評価に必要な資料が提出された国については、現地調査などの事前調整が終わり次第、食品安全委員会に諮問し、答申を踏まえ、輸入条件の協議等を行うこととしている。
- 平成 29 年 4 月に開催された食品安全委員会において、BSE 発生国の輸入条件の月齢をさらに引き上げた場合のリスク評価について、科学的な審議を進めることとされ、現在、各国における管理措置の最新の状況に関する資料を収集している。

#### 都道府県等に対する要請

- 特定危険部位の管理及び牛海綿状脳症検査に係る分別管理等のガイドラインを参考に、各食肉衛生検査所においては、と畜場における分別管理への監視指導をお願いする。
- 引き続き、SRM の除去及び焼却が確実に実施されるよう、農林水産担当部局と連携しつつ、と畜場に対する監視指導を適切に実施するようお願いする。

### ウ 食鳥肉衛生対策

#### 従前の経緯

- 「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会最終とりまとめ」において大規模食鳥処理場においては CODEX の HACCP ガイドラインで示された 7 原則を要件とする衛生管理を実施することされた。
- 厚生労働科学研究「食鳥肉におけるカンピロバクター汚染のリスク管理に関する研究」において、食鳥肉の生産・処理・流通の各段階におけるカンピロバクター汚染低減手法について、表面焼烙、急速冷凍処理等の汚染低減効果に関する科学的知見を集積した。
- 平成 28 年度に引き続き、平成 29 年度にも、先進的に食鳥肉のカンピロバクター対策に取り組む都道府県等が中心となり、地域内の事業者等と連携してカンピロバクター低減策を実証する「食鳥肉における微生物汚染低減策の有効性実証事業」を 3 自治体において行っており、食鳥処理場における過酢酸製剤等の殺菌剤の使用及び鶏肉の焼烙処理について実証試験しているところである。

#### 今後の取組

- 食鳥肉の衛生管理について、食鳥処理場における HACCP の導入推進に必要な技術的支援

を行っていく。

- 平成 30 年度予算案についても、平成 29 年度に引き続き、「食鳥肉における微生物汚染低減策の有効性実証事業」を計上している。
- 厚生労働科学研究や実証事業、諸外国の HACCP コントロールの事例をもとに、食鳥処理における危害要因分析や衛生管理に関する具体的な科学的知見について、都道府県等に対し、HACCP 基準 A 向けのガイドラインの作成や研修会等を通じた情報提供を行っていく。

#### 都道府県等に対する要請

- HACCP 導入推進に当たっては、未導入の大規模食鳥処理場（関係の食肉処理施設を含む）を優先し、HACCP の早期導入を指導すること。なお、指導にあたっては、民間認証等において HACCP を導入している事例を参考とすること。
- HACCP の導入指導と並行して、実証事業の結果等を参考にカンピロバクターの汚染低減化対策についても指導すること
- 引き続き、次に掲げる 6 点をお願いする。
  - ① 食鳥処理場の施設設備及び衛生管理に関する基準が遵守されるよう、食鳥処理場に対する監視指導を適切に実施すること。
  - ② 食鳥検査員に対し食品衛生監視員を補職し、食品衛生上の監視指導も併せて行うこと。
  - ③ 食鳥業界団体からは、食鳥検査の弾力的運用や食鳥検査手数料の軽減について要望が出されており、必要に応じた民間の獣医師の活用を含め、早朝等の時間外における食鳥検査の実施や、恒常的に検査に係る手数料収入が経費を上回るような自治体にあっては食鳥検査手数料の見直しを進めるなど、必要に応じ、弾力的な対応に配慮すること。
  - ④ 鳥インフルエンザ対策の一環として、食鳥検査を実施するに当たっては、鶏の出荷元が異状のない養鶏場である旨を確認するほか、鳥インフルエンザに感染した疑いがあると認められる鶏を対象とするスクリーニング検査を実施すること。なお、検査で陽性と判断された場合は、農林主管部局と連携し、適切に対応されたい。
  - ⑤ 食鳥処理場、養鶏事業者等の関係者に対して、農林主管部局と連携し、鳥インフルエンザ対策に関する正確な情報を提供すること。
  - ⑥ 食鳥検査員が常駐しない認定小規模食鳥処理場においては、虚偽の処理羽数を報告した事例も見受けられたことを踏まえ、処理羽数、処理形態、食鳥処理衛生管理者の配置状況等に関する監視指導を厳正に実施すること。

#### (4) 食品中の放射性物質への対応

##### 従前の経緯

- 食品中の放射性物質に関しては、平成 23 年 3 月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により、周辺環境に放射性物質が放出されたことを受け、原子力災害対策本部と協議の上、平成 23 年 3 月 17 日に原子力安全委員会（当時）により示されていた「飲食物摂取制限に関する指標」を食品衛生法上の暫定規制値として設定した。
- その後、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会等において、食品安全委員会の食品健康影響評価や、コーデックス委員会の指標が年間線量 1 ミリシーベルトを超えないように設定されていること等を踏まえて、暫定規制値に代わる新たな規格基準の設定の検討を行い、食品から受ける線量の上限を年間 1 ミリシーベルトとなるように放射性セシウムの現行の基準値を設定し、平成 24 年 4 月 1 日より施行した。
- 地方自治体においては、国が定めたガイドラインを踏まえ、食品中の放射性物質に係るモニタリング検査が実施され、基準値を超えた食品については回収・廃棄や状況に応じて出荷制限等の措置が講じられている。
- また、国自らも食品の流通段階での買上調査を実施することにより、地方自治体のモニタリング検査の検証を行い、より効果的な検査が実施できるよう、必要に応じて検査計画の策定・見直しに関し助言を行っている。
- なお、平成 29 年 2 月から 3 月に、全国 15 地域で、実際に流通する食品を購入し、食品中の放射性セシウムを測定するマーケットバスケット調査を実施しており、この測定結果によれば、これらの食品を摂取した人が 1 年間に受ける線量は、基準値の設定根拠である年間上限線量 1 ミリシーベルト／年の 1 % 以下であり、極めて小さいことが確認されている。
- リスクコミュニケーションの取組としては、食品安全委員会、消費者庁、農林水産省及び地方自治体と共催し、全国各地で説明会を開催したほか、現行の基準値については、政府の重点広報テーマの一つとして、新聞、ラジオ、インターネット等の媒体により、幅広く広報を実施してきた。

##### 今後の取組

- これまでのモニタリング検査結果等を踏まえ、平成 29 年度中に平成 30 年度に向けた食品中の放射性物質モニタリング検査のガイドライン見直しを行う予定である。
- さらに、今後もマーケットバスケット調査等を行い、食品の安全性の検証に努めていく。
- 今後とも、食品衛生法の基準値の内容・考え方、実際の検査結果及びこれらを踏まえた食品の安全性などについて、国内外に丁寧に説明していく。

#### 都道府県等に対する要請

- 都道府県や市町村の広報誌などを活用し、食品衛生法の基準値の内容・考え方、実際の検査結果及びこれらを踏まえた食品の安全性などについて、住民や関係事業者への十分かつわかりやすい広報・周知をお願いします。
- また、引き続き国が定めたガイドラインを踏まえ、効果的・効率的な検査の実施をお願いします。
- さらに、放射性物質検査を実施した際には、速やかに厚生労働省まで報告を行うとともに、検査計画のガイドラインにおける検査対象自治体にあっては、四半期ごとに策定・公表している検査計画についても厚生労働省に提出するようお願いします。

### 3. 食品に関する規格基準の策定等について

#### (1) 食品中の残留農薬等の対策

##### ア ポジティブリスト制度の円滑な実施

###### 従前の経緯

- 食品中に残留する農薬等（農薬、動物用医薬品及び飼料添加物）に係る「ポジティブリスト制度」（農薬等が一定の量を超えて残留する食品の流通を原則として禁止する制度）は、平成 18 年 5 月 29 日より施行された。
- ポジティブリスト制度導入時に暫定的に残留基準値が設定された農薬等については、平成 18 年以降、計画的に食品健康影響評価を内閣府食品安全委員会に依頼し、その結果を踏まえ、順次、薬事・食品衛生審議会の審議を経て残留基準の見直しを進めている。

（注）平成 29 年末現在、ポジティブリスト制度導入時、758 件の暫定基準のうち残留基準を改正した農薬等は 362 件（残留基準を削除した農薬等 80 件を含む。）。残留基準が設定されている農薬等は、ポジティブリスト制度導入後に新規に残留基準を設定した農薬等（75 件）も含め、合計で 796 件。

- 農薬の残留基準の設定に当たっては、健康への悪影響を防ぐため、従来、慢性影響の指標である一日摂取許容量（ADI）に照らして基準値を設定してきた。一方、国際的には、ADIに加え、急性影響の指標である急性参照用量（ARfD）も考慮して基準値が設定されていることから、我が国においてもこの考え方を導入した。

食品安全委員会では、各農薬の評価に際して ARfD の設定を順次進めており、厚生労働省においても、平成 26 年度から、ARfD が設定された農薬について、実際にこれを考慮した残留基準の設定を進めている。

- また、農薬等の残留基準について、国際整合を推進する観点等から、農薬等の試験における分析部位を国際標準に整合した分析部位に改正することを検討しており、現在、「西洋なし、日本なし、マルメロ及びりんご」及び「カカオ豆」の分析部位を変更する手続きを進めている。
- 残留基準が設定された農薬等については、基準への適合性を判定する試験法について、国立医薬品食品衛生研究所を中心に地方衛生研究所等の協力を得て開発している。

（注）平成 29 年末現在、約 700 件の農薬等に係る試験法を開発済み。

また、各試験機関において、告示及び通知で具体的に定める試験法以外にも、同等以上の性能を有する試験法による実施を可能とするための妥当性評価ガイドラインの一部改正を平成 22 年 12 月に行った。

###### 今後の取組

- 今後とも、ポジティブリスト制度導入時に暫定的に残留基準が設定された農薬等について、順次、食品健康影響評価を食品安全委員会に依頼するとともに、食品健康影響評価の終了したものについては、速やかに基準値設定を進める。また、ARfD を考慮した残留基準

の設定についても計画的に進めていく。

- 農薬等の試験における分析部位の変更については、「西洋なし、日本なし、マルメロ及びりんご」について手続きを進めるとともに、その他の食品についても引き続き検討していく。
- あわせて、残留基準の設定された農薬等について、試験法の開発を推進するとともに、より迅速かつ効率的な検査技術の確立を目指す。

#### 都道府県等に対する要請

- 農薬等の残留基準に基づき、引き続き、適切な監視指導をお願いする。
- 各自治体の試験機関において、妥当性ガイドラインに沿ってそれぞれの試験機関で実施する試験法の妥当性の確認をお願いする。

### イ 残留農薬等検査結果のとりまとめ

#### 従前の経緯

- 食品中に残留する農薬等は、監視指導計画等に基づき、都道府県等による国内流通品の検査や検疫所による輸入食品の検査が行われており、これらの結果を厚生労働省で取りまとめたうえで公表していることから、都道府県等には検査結果の報告をお願いしている。
- 都道府県等及び検疫所からの報告を受けた検査結果を集計した結果によると、基準値超過の割合は少なく、食品における農薬等の残留レベルは十分に低いことが認められている。

#### 今後の取組

- 平成 30 年度も、残留農薬等検査結果の取りまとめを行うこととしている。

#### 都道府県等に対する要請

- 残留農薬等検査結果の取りまとめについては、残留農薬等のリスク管理施策を進める上での基礎となる重要なものであるため、検査結果の報告をお願いする。

## (2) 食品中の汚染物質等の対策

### ア 清涼飲料水の規格基準の改正

#### 従前の経緯

- 清涼飲料水の規格基準の改正については、平成 22 年 12 月及び平成 24 年 7 月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会（以下「食品規格部会」という。）において、

- ・規格基準の枠組みの見直しを行うこと（ミネラルウォーター類の規格基準について殺菌・除菌の要否により区分し、化学物質等に係る原水基準を成分規格へ移行すること等）
- ・個別物質について基準値の設定又は見直しを行うこと

等を決定し、食品安全委員会より食品健康影響評価の結果を受けた各物質等について、平成 26 年 12 月 22 日に告示が公布され、同日付けで試験法及び妥当性確認ガイドラインを通知した。

- 平成 29 年度は、清涼飲料水の規格基準として新たに亜鉛、亜硝酸性窒素、鉄及びカルシウム・マグネシウム等（硬度）の改正案について、9 月 22 日の食品規格部会で審議し、了承された。
- また、告示に規定するミネラルウォーター類以外の清涼飲料水のヒ素試験法のうち、有害試薬である臭化第二水銀紙を使用するグットツァイト法について、平成 29 年 11 月 24 日に告示が公布され削除した。

#### 今後の取組

- 平成 26 年 12 月以降追加の評価結果が示された物質については、順次規格基準の見直しについて審議することとしている。平成 28 年 11 月、平成 29 年 2 月及び平成 29 年 9 月の食品規格部会において了承された清涼飲料水のヒ素、ホウ素、マンガン、アンチモン、亜鉛、亜硝酸性窒素、鉄及びカルシウム・マグネシウム等（硬度）の規格基準の改正案について、パブリックコメント実施後、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会にて審議を予定している。

#### 都道府県等に対する要請

- 引き続き、各自治体の試験機関において、妥当性確認ガイドラインに沿って、実施する試験法の妥当性の確認を行うとともに、新たに告示改正に至った際は清涼飲料水の規格基準の改正の内容について事業者への周知徹底をお願いする。

### イ 食品中のデオキシニバレノール（DON）の規格基準の改正

#### 従前の経緯

- デオキシニバレノール（以下「DON」という。）は、穀類（特に小麦、大麦及びトウモロコシ）に見られるかび毒であり、急性毒性としては、嘔吐、消化管、リンパ組織への障害、慢性毒性としては、体重減少などが知られている。
- 平成 14 年 5 月、国内で流通する小麦が高濃度（最大 2.2 mg/kg）の DON に汚染されていたことを受け、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会・毒性合同部会での審議により、小麦に含有する DON の暫定的な基準値として、1.1 mg/kg を設定した。
- その後、平成 21 年 3 月、食品安全委員会が自らの判断により食品健康影響評価を実施す

ることを決定し、その評価結果が平成 22 年 11 月に厚生労働大臣に通知された。

国際的には、平成 27 年 7 月、Codex 委員会において小麦、大麦、トウモロコシ及び穀類加工品について基準値が設定された。

- 平成 29 年 9 月 22 日、食品中の DON の規格基準の設定について、食品規格部会で審議し、小麦（玄麦）について規格基準を 1.0 mg/kg 以下とすることで了承された。

#### 今後の取組

- 規格基準の改正案については、食品安全委員会の意見を聴取し、その結果を踏まえてパブリックコメントを経たうえで、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会にて審議を予定している。

#### 都道府県等に対する要請

- 告示改正に至った際は食品中のデオキシニバレノール（DON）の規格基準設定の内容について事業者への周知徹底をお願いする。

### （3）食肉等の生食に関する対応について

#### 従前の経緯

- 生食用食肉については、平成 10 年に衛生基準を定め、都道府県等を通じ、適切な衛生管理を指導してきたところであるが、平成 23 年 4 月に富山県等の飲食チェーン店において、食肉の生食が原因と推定される腸管出血性大腸菌食中毒事件が発生した。これを受けて、法律に基づく強制力のある規制として、食品衛生法に基づく生食用食肉の規格基準を策定し、平成 23 年 10 月 1 日から適用している。
- また、牛の肝臓については、過去の食中毒の発生事件数や食中毒菌汚染実態調査結果を踏まえると、生食用食肉よりも腸管出血性大腸菌のリスクが高いことから、その対応について検討することになった。平成 23 年秋に厚生労働省が実施した汚染実態調査において肝臓内部から腸管出血性大腸菌及び大腸菌が検出され、また、現時点において牛肝臓を安全に生食するための有効な予防対策について見出せないため、これらの新たな知見が得られるまでの間、国民の健康保護の観点から食品衛生法に基づく規格基準を策定し、牛の肝臓を生食用として提供することを禁止することとし、平成 24 年 7 月 1 日から適用している。
- 牛の肝臓以外の内臓、豚、鶏を含むその他の食肉等の生食については、平成 25 年 8 月に薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品部会で検討を開始した。当該部会の下に「食肉等の生食に関する調査会」を設置し、食肉の種別ごとに危害要因やリスク等を整理し、公衆衛生上のリスクの大きさに応じた対応方策について検討を行った。豚の食肉等については E 型肝炎ウイルスによる健康被害の重篤性等を鑑み、法的に生食用としての提供を禁止することとされた。これを踏まえ、薬事・食品衛生審議会の審議を経て、規格基準を策定し、豚の食肉等を生食用として提供することを禁止することとし、平成 27 年 6 月 12 日から適用している。

## 今後の取組

- 猪、鹿その他野生鳥獣については生食のリスクは高いが、流通は限定的で公衆衛生全体に与える影響は潜在的であることを踏まえ、生食すべきでない旨を改めて指導・周知徹底する。なお、鶏や馬等については自治体における取組や現在行われている研究結果を踏まえ、今後具体的な対応策を検討することとしている。

## 都道府県等に対する要請

- 飲食店、大量調理施設等における食肉に関する衛生管理の徹底など、事業者に対する監視指導を適切に実施すること。特に、牛の肝臓及び豚の食肉等を提供する飲食店に対しては、中心部を75℃1分間以上又はこれと同等の加熱効果を有する方法により加熱調理するよう指導するとともに、客に対し、加工処理された旨や加熱方法等の必要な情報を確実に提供できるよう指導をお願いします。
- 生食用食肉（牛肉）については、これまでの監視指導の結果や認定生食用食肉取扱者等の情報を踏まえ、規格基準の遵守について、監視・指導の徹底をお願いします。
- 特に夜間営業の飲食店について、営業時間内の監視・指導の実施をお願いします。
- 悪質な事案や健康被害をもたらす事案については、その悪質性、広域性を総合的に勘案し、警察関係行政機関等との連携や告発等、厳正な措置を講ずることをお願いします。
- 動物の食肉や内臓については、食中毒を起こす細菌やウイルス等の危険性があるため生食は推奨しておらず、中心部まで十分に加熱調理して食べることが重要である。特に、シカやイノシシなど狩猟の対象となり食用とする野生鳥獣（ジビエ）については、生又は加熱不十分な状態で食用すると、E型肝炎や腸管出血性大腸菌症による食中毒のリスクがあるほか、寄生虫の感染も知られている。  
このため、引き続き、食肉等の生食について、消費者に対する注意喚起及び関係事業者に対する適切な監視・指導をお願いします。
- 一般消費者に対しては、食肉の加熱調理に際しては、十分に火を通すとともに、高齢者、乳幼児等の抵抗力に乏しい者に生又は加熱不足の食肉を摂取させないように、注意喚起をお願いします。

## （４）食品添加物の対策

### ア 食品添加物の指定

## 従前の経緯

- 平成14年7月、食品添加物の規制に関する国際的な整合性を図るため、次のいずれにも該当する添加物（「国際汎用添加物」）100品目（香料54品目、香料以外46品目）について、安全性評価及び暴露量評価を実施し、食品添加物として指定する方向で検討する方針が薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会で了承された。

- ① 国連食糧農業機関（FAO）/世界保健機関（WHO）合同食品添加物専門家会議（JE CFA）が国際的な安全性評価を実施して一定の範囲内で安全性が確認されていること。
  - ② 食品に使用することが米国、EU 諸国等で国際的に広く認められていること。
- これを踏まえ、必要な資料が収集された品目について、順次、食品健康影響評価を食品安全委員会に依頼し、その結果を踏まえ、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会の審議を経て食品添加物として指定している（注1）。

（注1）平成29年12月末現在、香料については、イソブタノール等全54品目を指定済み。香料以外の添加物については、45品目中（当初46品目であったが、β-カロテンが対象から除外されたため、現在は45品目）、ポリソルベート類、加工デンプン等の41品目を指定済み。

- 事業者等の要請に基づく食品添加物の指定等については、「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針」（平成8年3月22日付け衛化第29号）及び「添加物に関する食品健康影響評価指針」（平成22年5月食品安全委員会）に沿って対応している。このほか、指定等の要請者等が食品添加物の指定等に係る手続の理解を深め、要請資料を効率的に作成することを目的としたマニュアルである「食品添加物の指定及び使用基準改正要請資料作成に関する手引について」（平成26年9月9日付け食安基発0909第2号）を発出した。
- また、平成26年6月、国立医薬品食品衛生研究所内に、食品添加物の指定等に係る事務手続を円滑かつ迅速に行うことを目的とした、食品添加物指定等相談センター（FADCC）を設置し、同年7月より相談業務を開始した。
- 平成28年5月、食品安全委員会で香料に関する食品健康影響評価指針が定められたことを受け、同日付けで香料の指定に関する指針を発出した。また、同年6月、食品添加物の指定等の手続に係る標準的事務処理期間を食品安全委員会から評価結果が通知された日から1年とする旨の通知を発出した。
- 平成29年7月、食品安全委員会で添加物（酵素）、栄養成分関連添加物に関する食品健康影響評価指針がそれぞれ決定され、添加物に関する食品健康影響評価指針の改正に加え、加工助剤（殺菌料及び抽出溶媒）の食品健康影響評価の考え方が同指針の附則として決定されたことを受け、同日付けで「添加物に関する食品健康影響評価指針」の改正等及び添加物の指定等の要請書に添付すべき資料に関する通知を発出した。

#### 今後の取組

- 国際汎用添加物のうち、残る4品目及び新規の添加物について、食品安全委員会の食品健康影響評価（注2）の結果を踏まえ、薬事・食品衛生審議会の審議を通じて食品添加物の指定を検討する。

（注2）平成29年12月末現在、国際汎用添加物を含む11品目について、食品安全委員会に食品健康影響評価を諮問している。

#### 都道府県等に対する要請

- 食品添加物の指定や指針等について、関係事業者等に周知をお願いする。

- 食品添加物の指定等に関して、要請に関する相談があった際には、食品添加物指定等相談センターを紹介願いたい。

## イ 既存添加物の安全性及び使用実態の確認

### 従前の経緯

- 食品添加物の指定については、食品衛生法の平成7年改正により、従来、化学的合成品に限定されていた対象を天然品に拡大するとともに、経過措置としてそれまで既存の天然添加物等を既存添加物名簿に記載して流通禁止の対象から除外した（食品衛生法平成7年改正附則第2条及び第3条）。その際の参議院厚生労働委員会及び衆議院厚生労働委員会における附帯決議（平成7年4月25日及び5月17日）は、既存の天然添加物について、速やかに安全性の見直しを行い、有害性が実証された場合には、使用禁止等の必要な措置を講じるよう求めている。
  - その後、食品衛生法の平成15年改正を経て、平成16年2月から、既存添加物名簿に記載された添加物について、次のいずれかに該当するときは、既存添加物名簿から削除することができることとされた（食品衛生法平成7年改正附則第2条の2及び第2条の3）。
    - ① 人の健康を損なうおそれがあると認めるとき
    - ② 現に販売の用に供されていないと認められるとき
  - これらを踏まえ、既存添加物については、順次、安全性及び使用実態を確認し、必要に応じて既存添加物名簿から削除している。直近では、平成23年5月6日に使用実態が明らかでない既存添加物として55品目（スフィンゴ脂質及びタンニン（抽出物）は一部基原のみを削除、実質53品目）を既存添加物名簿から削除しており、平成29年12月末現在、既存添加物名簿に記載されている添加物は365品目である（注3）。
- （注3）平成8年4月に既存添加物名簿に記載された添加物489品目のうち、既存添加物名簿から削除された添加物は、平成28年12月末現在、124品目。具体的には、①人の健康を損なうおそれがあるものとして、平成16年10月に1品目を、②使用実態を欠くものとして、平成17年2月に38品目、平成19年9月に32品目、平成23年5月に実質53品目を既存添加物名簿から削除した。
- 平成29年11月30日に開催した薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会（以下「添加物部会」という。）において、既存添加物の削除について、実施方法等に関する報告を行い、その後、平成29年12月22日から平成30年3月22日の期間で第1回目の流通実態調査を行っているところである。
  - また、平成8年度厚生科学研究「既存天然添加物の安全性評価に関する調査研究」において、既存添加物のうち139品目は迅速な安全性の確認が必要とされた。平成29年12月末現在、135品目について安全性の確認を終了している（注4）。平成29年度より、安全性の検討を早急に行う必要がないとされた150品目のうち削除された41品目を除く109品目についても、安全性の確認を開始している。

（注4）既存添加物名簿から削除された品目を除き、4品目が安全性の確認が未実施であり、今後確認を行っていく予定。

- あわせて、安全性及び品質を確保するため、成分規格を設定する作業を進めている（注5）。

（注5）既存添加物については、平成11年4月に公示された第7版食品添加物公定書で60品目に係る60の成分規格を、平成19年8月に公示された第8版食品添加物公定書で61品目に係る63の成分規格を収載。現在、第9版食品添加物公定書の作成に向け、作業を進めているところ（後述）。

#### 今後の取組

- 既存添加物の消除については、流通実態の確認を行い、流通実態が確認できなかった品目について、消除作業を進める。
- 既存添加物の安全性の確認及び成分規格の設定について引き続き進める。

#### 都道府県等に対する要請

- 既存添加物の消除に関する流通実態調査については、平成29年12月より開始した第1回目の調査を含め、2回の調査の実施を予定している。調査について、適宜関係事業者等に周知をお願いする。

### ウ 第9版食品添加物公定書の作成

#### 従前の経緯

- 第9版食品添加物公定書（注6）については、平成22年度に検討会を立ち上げ、平成26年2月に検討会報告書を取りまとめ、平成27年12月25日に開催した添加物部会において公定書案を報告した。その後、所要の手続を経て、平成29年11月30日に食品、添加物等の規格基準の第2添加物の部の全面改正を行った。

（注6）食品添加物公定書とは、食品衛生法第11条第1項の規定により基準又は規格が定められた添加物及び第19条第1項の規定により基準が定められた添加物につき、その当該基準及び規格を収載するものとして、食品衛生法第21条に定められたものである。

#### 今後の取組

- 今後、平成29年11月30日の告示の内容を第9版食品添加物公定書へ収載する手順を進める。

#### 都道府県等に対する要請

- 平成29年11月30日の告示に伴い、新たに成分規格が収載された89品目を製造する事業者にとっては、食品衛生法第48条に定められているとおり、施設毎に専任の食品衛生管理者を設置する等の対応を平成30年11月29日までに行う必要がある旨の周知をお願いする。

## エ 食品添加物の一日摂取量実態調査の実施

### 従前の経緯

- 従来より、都道府県等の参画を得て、国民健康・栄養調査を基礎とするマーケット・バスケット調査方式による食品添加物の一日摂取量実態調査を実施している。
- これまでの結果では、食品添加物の摂取量については、食品添加物の安全性の確保を通じた国民の健康の保護という観点に照らし、問題がないものと認められる。
- 平成 28 年度の調査結果については、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzentu/0000188990.pdf>) で公表している。平成 29 年度は、6 自治体（札幌市、仙台市、広島県、香川県、長崎市及び沖縄県）の参画を得て実施中。

### 今後の取組

- 平成 30 年度も、食品添加物の一日摂取量実態調査を実施予定。

### 都道府県等に対する要請

- 引き続き、食品添加物の一日摂取量実態調査への都道府県等の参画をお願いする。

## (5) 器具・容器包装、おもちゃ等の対策

### 従前の経緯

- フタル酸エステルのおもちゃに対する使用規制については、平成 22 年 9 月、規制対象となるフタル酸エステルの種類を拡大するなど、規格基準を強化し、同年 11 月に Q&A を発出した。  
器具・容器包装におけるフタル酸エステルの規制の見直しを行うため、フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）、フタル酸ジブチル、フタル酸ベンジルブチル、フタル酸ジイソノニル、フタル酸ジイソデシル及びフタル酸ジオクチルについて、平成 21 年 12 月に食品健康影響評価を食品安全委員会に依頼し、平成 28 年 7 月 26 日には、6 物質全ての評価結果が通知されている。
- 一部の食品用の容器等に使用されるビスフェノール A については、近年、極めて低い用量で影響を確認したとする動物実験の結果が国内外で報告されたことから、慎重を期するため、平成 20 年 7 月に食品健康影響評価を食品安全委員会に依頼し、その結果をもって、必要な対応を検討することとしている。あわせて、消費者に対しては、妊婦や乳幼児の保護者のための食生活や授乳に関するアドバイスを含め、正確な理解のための Q & A を適宜更新しながら、厚生労働省ホームページで公表している。
- 再生材料は流通・消費・回収等の履歴により、様々な化学物質等が付着・混入する可能性があり、これらの化学物質が再生材料を使用した器具・容器包装に残存して食品中に移

行する可能性についても留意する必要があることから、平成 23 年 8 月及び平成 24 年 3 月、器具・容器包装部会において、どのような規制を行うべきかを議論した。その結果を受け、再生プラスチック及び再生紙の器具・容器包装への使用において関係事業者がどのような配慮をするべきかについて、平成 24 年 4 月にガイドラインを通知した。なお、同ガイドラインに基づき個別の安全性について照会があり、食品安全委員会へ意見を聴いているところである。

また再生紙を材料とする器具・容器包装のうち、水分又は油分で紙が浸される用途及び長時間の加熱を伴う用途については、再生紙の印刷インキ等に由来する化学物質が食品に移行する懸念があることから、平成 25 年 3 月に規格基準を設定した。

- 近年、ナノマテリアルの食品用器具・容器包装への使用が見られ、今後、ナノマテリアル含有製品の利用が広がることが考えられる。しかし、ナノマテリアルについては動物実験等のデータも少なく、人の健康への影響を予測するために必要十分なデータが得られていないため、ナノマテリアルに係るリスク管理の観点から、国際的な規制等の動向を把握しつつ、生体への影響や暴露などに関する情報等の基礎的なデータの収集を行っている。

#### 今後の取組

- 器具・容器包装におけるフタル酸エステルの規制の見直しについては、食品安全委員会における評価結果と、フタル酸エステルの暴露量を推定するための溶出試験結果を踏まえて、おもちゃに関する追加規制の必要性の有無等についても検討する。
- ナノマテリアルを利用した消費者向け製品の利用が拡大されつつあることを踏まえ、収集した基礎データ等をもとに、引き続き、ナノマテリアルの安全性対策及びリスク評価手法の基礎資料の作成を検討する。

#### 都道府県等に対する要請

- 食品用の容器等に使用されるビスフェノール A については、厚生労働省 HP に掲載された Q&A 等も活用しつつ、消費者に対する正確な情報の提供をお願いする。

### (6) 健康食品の安全性確保

#### 従前の経緯

- 「健康食品」の適正な製造管理のあり方については、「『錠剤、カプセル状等食品の適正な製造に係る基本的考え方について』及び『錠剤、カプセル状等食品の原材料の安全性に関する自主点検ガイドライン』」（平成 17 年 2 月 1 日付け食安発第 021003 号食品安全部長通知別添）により事業者による自主的な取組を推進しているところであり、健康食品認証制度協議会による適正製造規範の認証も行われている。
- 健康被害情報の収集・処理体制については、都道府県等に対し、「健康食品」を原因とする健康被害事例を把握したときは、「健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領」（平成 14 年 10 月 4 日付け医薬発第 1004001 号医薬局長通知別添）に基づき厚生労働省に報告するようお願いしている。報告を受けた厚生労働省においては、健康被害の重

篤度、新たな健康被害発生の可能性等を考慮し、都道府県等と連携して消費者や事業者への注意喚起、情報提供を行うこととしている。

- 消費者に対する普及啓発については、リスクコミュニケーションを消費者庁と合同で開催するとともに、パンフレットの配布等の取組を行っている。
- しかし、「健康食品」の摂取と関連する、又は関連が疑われる健康被害事例は依然として生じており、上述した対応の徹底等について検討が必要である。

#### 今後の取組

- 引き続き、「健康食品」の摂取と関連する、又は関連が疑われる健康被害事例について、健康被害の重篤度、新たな健康被害発生の可能性等を考慮し、消費者、事業者に対し積極的に注意喚起、情報提供を行い、必要に応じ新開発食品評価調査会等において審議を行う。
- また、健康被害情報の収集・処理体制に係る通知等をより実態に即したものとする方向で見直すとともに、消費者に対する普及啓発に取り組み、健康被害防止のための対応強化を図ることとしている。

#### 都道府県等に対する要請

- 引き続き、上述の「健康被害防止対応要領」に基づき、医薬品担当部局等と連携しつつ、「健康食品」を原因とする健康被害事例を早期に把握して厚生労働省に報告するようお願いする。  
また、各種の機会を通じて管内の「健康食品」の製造業者等の実態把握に努めるとともに、当該事業者に対して、健康被害の発生に関する情報を入手した際には管轄保健所へ情報提供するよう要請すること、「健康食品」による健康被害と疑われる情報が保健所に提供されるよう医療機関等関係機関及び消費者行政機関との連携についてお願いする。
- また、消費者への普及啓発に努めるとともに、「健康食品」による健康被害事例について、消費者や事業者に対し注意喚起、情報提供を引き続きお願いする。

### (7) 遺伝子組換え食品等の安全性確保

#### 従前の経緯

- 組換え DNA 技術によって得られた生物を利用して製造された食品及び添加物（以下「遺伝子組換え食品等」という。）については、食品衛生法第 11 条第 1 項に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）及び「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成 12 年厚生省告示第 233 号。以下「審査手続告示」という。）に従い、厚生労働大臣が定める安全性審査を経た旨を公表したものでなければ、我が国での流通は認められていない。
- 遺伝子組換え食品等の安全性審査は、個別の品種・品目ごとに行われている（平成 29 年 12 月末現在で安全性審査を経た旨を公表しているのは食品 315 品種、添加物 30 品目）。

なお、安全性審査の実績の蓄積等を踏まえ、「食品、添加物等の規格基準」、「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査手続」等の改正により、審査手続の見直しを行っている。

・平成 26 年 6 月

- ① セルフクローニング及びナチュラルオカレンスに該当するものは安全性審査の対象外とすること
- ② 安全性の審査を経た旨の公表がされた品種同士の掛け合わせ品種のうち、代謝系に遺伝子組換えによる影響がない植物同士を掛け合わせた品種について、安全性審査を経た旨の公表がされたものとみなすこと
  - (※) セルフクローニング：最終的に宿主に導入された DNA が、当該宿主と分類学上同一の種に属する微生物の DNA のみであるもの。
  - ナチュラルオカレンス：組換え体が自然界に存在する微生物と同等の遺伝子構成であるもの。

・平成 29 年 5 月

遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物であって、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性のもの（以下「高度精製添加物」という。）のうち、食品安全委員会が安全性を確認した高度精製添加物（以下「審査済み高度精製添加物」という。）との同等性に係る要件を満たす旨の届出書が厚生労働大臣に提出されたものについて、審査済み高度精製添加物と同様に、組換え DNA 技術を応用した添加物に該当しないものとみなすこと

- また、微生物を利用して遺伝子組換え食品等を製造する場合には、規格基準告示の規定に基づく「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の製造基準」（平成 12 年厚生省告示第 234 号）に従い、適合確認を受ける必要がある（平成 28 年 12 月末現在で製造基準への適合が確認されているのは 1 施設）。
- 近年、ゲノム編集技術やオリゴヌクレオチド誘発突然変異導入技術等の新たな育種技術を利用した食品の開発が国内外で進められている。特にゲノム編集技術は、これまでの遺伝子組換え技術と同様の他種の遺伝子の組込や従来育種技術との区別がつかないような遺伝子の変化を起こすことが可能となるものである。こうした新たな育種技術を利用して製造された食品の安全性審査等の取扱いの検討が課題となっている。

#### 今後の取組

- 引き続き、申請された遺伝子組換え食品等について安全性審査及び製造基準の適合確認を行う。
- 新たな育種技術を利用して製造された食品の安全性確保については、EU 等の諸外国の動向や、遺伝子組換え技術の環境影響等に対応するいわゆるカルタヘナ法の関係府省における対応状況等を注視しつつ、食品衛生法上の取扱いを検討する予定。

#### 都道府県等に対する要請

- 遺伝子組換え食品等については、原則として品目ごとに厚生労働省が行う安全性審査を経る必要があるため、事業者に対する周知徹底をお願いします。
- 国内の製造所について、遺伝子組換え食品等に係る適合確認がなされた場合、製造所を管轄する自治体に適合確認の申請書の写しを送付し、当該施設の監視を依頼するので、対応をお願いします。

## (8) その他

### ア 乳児用調整液状乳の規格基準の設定に向けた取り組みについて

#### 従前の経緯

- 乳及び乳製品については、食品衛生法に基づき乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（乳等省令）により規格基準を定めている。乳等省令において、乳幼児を対象とする食品として調製粉乳を規定しているが、海外で流通している乳幼児を対象とする調製液状乳（液体ミルク）については、個別の規格基準はなく、乳飲料に分類されることとなる。
- 調製液状乳については、平成 21 年に事業者団体より、消費者の利便性の観点から個別の規格基準を設定してほしい旨、要望書が提出されたことから、同年に薬事・食品衛生審議会乳肉水産食品部会にて改正要望の審議し、事業者団体に対して、検討に必要な微生物増殖や保存試験に関するデータの提供を求めてきた。
- また、災害時に有用であるなど社会的に関心が高まる中、事業者に対して個別にヒアリングを行った結果、長期間常温で流通する製品に絞って開発を進める意向が示されたことから、平成 29 年 3 月 31 日に乳肉水産部会を開催し、現在の事業者における開発状況を踏まえた規格基準の議論を開始した。

#### 今後の取組

- 今後、事業者団体からデータが提供された後、規格基準の設定に係る検討を進める。

### イ 豆腐の規格基準の改正（無菌充填豆腐の常温流通）

#### 従前の経緯

- 昨今、技術の進歩に伴い、豆腐の原料である豆乳を連続流動式の加熱殺菌機で殺菌した後、殺菌・除菌した凝固剤を添加し、無菌的に充填を行った豆腐（以下「無菌充填豆腐」という。）が製造されており、現在は、保存基準に基づき、冷蔵で流通している。  
平成 27 年、厚生労働省では、無菌充填豆腐の細菌汚染に関する試験検査等調査を実施し、これまでの実績及び調査結果を踏まえ、豆腐の規格基準の改正について、平成 28 年 11 月 29 日の食品規格部会で審議し、現在の豆腐の規格基準に加えて以下の条件を満たす無菌充填豆腐の常温流通が了承された。

- ①原材料等に由来して当該食品中に存在し、かつ、発育し得る微生物を死滅させ、又は除去するのに十分な効力を有する次の全てを満たす方法で殺菌又は除菌を行うこと
  - ・豆乳にあつては、120℃・4 分間と同等以上で殺菌すること
  - ・凝固剤にあつては、衛生度の高い凝固剤を用いた上で、殺菌又は適切なフィルターを用い、かつ、製造時にフィルター性能を恒常的に確認する方法により除菌すること、又はこれと同等以上の効力を有する方法で行うこと
- ②無菌充填が可能な機器を用いて、あらかじめ殺菌された適切な容器包装を用いて、無

菌的に充填されていること

③最終製品に対する、容器包装詰加圧加熱殺菌食品の成分規格に規定する試験の結果、発育し得る微生物が陰性であること

- 平成 29 年 4 月 12 日、食品安全基本法に基づき、豆腐の規格基準の改正に係る食品健康影響評価について意見を聴取し、同年 11 月 21 日に開催された第 674 回食品安全委員会において微生物・ウイルス専門調査会における審議結果（案）が審議され、パブリックコメントが実施された。

#### 今後の取組

- 食品安全委員会から評価結果が通知された後、パブリックコメントを経て、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会にて審議する予定。

#### 都道府県等に対する要請

- 無菌充填豆腐は一般的に流通されている豆腐とは異なる製造方法であるため、告示改正に至った際は、豆腐の規格基準の改正の内容について事業者への周知徹底をお願いする。

## 4. その他食品関係

### (1) カネミ油症対策

#### 従前の経緯

- 原因企業であるカネミ倉庫が患者に医療費等の支払を行うとともに、政府においては、昭和20年の三大臣（法務大臣、厚生大臣、農林水産大臣）による確認事項に基づき、油症治療研究班による研究・検診・相談事業の推進や政府所有米の保管委託によるカネミ倉庫の経営支援を行ってきた。
- 平成20年度には、油症患者を対象として健康実態調査を実施し、現在の健康状態、病歴、治療歴、家族等に関して回答いただいたところである。
- 健康実態調査の調査結果については、油症研究の推進に資するための解析を行うため、平成21年度に「油症患者健康実態調査の解析に関する懇談会」を設置し、平成22年3月、同懇談会により健康実態調査結果の報告書が取りまとめられたところである。
- 平成24年には、超党派の議員連盟等において、健康実態調査の実施と健康調査支援金の支給、診断基準の見直しによるカネミ油症患者の認定範囲の拡大や、政府所有米の保管委託の拡大による将来にわたる安定的な医療費の支給の確保及び一時金の残余等の支払い等といった新たな総合的な支援策を講じるべきとの意見がまとまり、これらの支援策の継続的な実施を担保するための議員立法「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」が平成24年8月29日に可決成立し、同年9月5日に公布・施行された。
- 「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づき策定することとなっている「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」については、平成24年11月30日に告示され、この指針に基づき、平成25年6月21日に国（厚生労働省、農林水産省）、カネミ倉庫、患者団体が構成された第1回三者協議が開催された。
- 「平成25年度カネミ油症健康実態調査事業の実施について」（平成25年5月15日付食品安全部長通知）に基づき、健康実態調査を開始し、その後毎年度調査を実施している。

#### 今後の取組

- 引き続き、国（厚生労働省、農林水産省及び関係省庁）は、「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づき、必要な施策を実施していく。

#### ※これまでの進捗状況

##### ①健康実態調査の実施

平成25年度の調査協力者：1,406名

平成26年度の調査協力者：1,437名

平成27年度の調査協力者：1,441名

平成28年度の調査協力者：1,437名

平成29年度の調査協力者：1,425名

##### ②油症患者の認定範囲の拡大

平成 24 年 12 月 3 日に診断基準を改定。平成 29 年 12 月末までの認定患者数は 2, 3 1 8 名（うち同居家族認定は 3 1 8 名）

### ③三者協議の実施

平成 29 年 6 月 24 日（第 10 回）及び平成 30 年 1 月 20 日（第 11 回予定）に、国（厚生労働省、農林水産省）、カネミ倉庫株式会社、カネミ油症患者による三者で、カネミ油症患者に関する施策の推進のために必要な事項について協議を実施。

- 平成 27 年 9 月に法施行後 3 年を迎えたことから、法附則第 2 条の規定に基づく対応として、三者協議において、これまでの施策に加えて、
  - ①患者が油症検診の結果を継続的に把握し、健康相談を実施できる体制を充実すること
  - ②効果的な治療プログラムの開発に向けて、漢方薬を用いた臨床研究を推進すること
  - ③都道府県に相談支援員の設置を進め、相談に関するネットワークを構築すること
  - ④油症患者受療券の制度の対象となる医療機関の更なる拡大を図ることの 4 つの支援措置を示したところであり、引き続き、施策の総合的な推進を図る。

### 都道府県等に対する要請

- 健康実態調査の実施については、患者の状況を把握している各都道府県の協力が必要不可欠であり、また、患者の方々から予算成立後速やかに調査を実施するよう要請があり、平成 30 年度以降も協力をお願いする。
- 平成 30 年度の健康実態調査においても、平成 29 年度の健康実態調査と同様に、油症患者受療券が利用できる医療機関についての要望をとりまとめているところであり、その結果を踏まえ、都道府県医師会等と連携し、関係医療機関等への協力要請をお願いする。
- 毎年度実施している油症検診の実施に際しては、油症患者の希望等を考慮することとし、検診希望日程の調整に際しては、複数の候補日程や場所を提示するなど、検診の利便性を高めるようお願いする。また、油症検診の周知について協力をお願いする。
- 患者から、居住地の移転や死亡に関する連絡を受けたときは、油症患者の同意を得た上で、連絡方法に関する油症患者の希望など、必要な情報を関係自治体やカネミ倉庫等に提供するようお願いする。
- 各都道府県等における円滑な油症患者の認定手続き及び認定時の国への状況報告を引き続きお願いする。認定結果の通知の際には、カネミ倉庫から認定患者への医療費の支払い等に関するご案内も同封して頂けるよう引き続きお願いする。
- 患者からは、カネミ倉庫からの医療費の支払や健康、生活面に関する相談をしたいとの要望があり、平成 28 年度健康実態調査等事業から、相談支援に関する項目を実施要領に加えたところであるので、各都道府県においては、この事業を活用して相談支援員の設置を進め、従来の相談窓口や油症治療研究班に設置されている油症相談員との連携を図り、適切な相談対応をお願いする。

## (2) 森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力

### 従前の経緯

- 「三者会談確認書」（昭和 48 年 12 月 23 日）に基づき、「（財）ひかり協会の行う事業に対する協力について（依頼）」（平成 25 年 2 月 24 日食安企発第 0027 第 1 号食品安全部企画情報課長通知）等により、（公財）ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力を都道府県等に要請している。
- 健康管理手当の収入認定について、「ひかり協会が『自立奨励金』の見直しにより創設した『健康管理手当』の周知と同手当の生活保護制度における取扱いについて」（平成 27 年 11 月 27 日生食企発 1127 第 1 号生活衛生・食品安全部企画情報課長通知）を発出した。
- 住所不明者の情報提供について、「森永ひ素ミルク中毒被害者の住所不明者の情報提供について」（平成 26 年 12 月 3 日食安企発 1203 第 2 号食品安全部企画情報課長通知）を発出した。
- 平成 27 年 1 月、「平成 26 年度森永ミルク中毒事件全国担当係長会議」を開催し、（公財）ひかり協会が行う救済事業に対する行政協力について要請した。
- 森永ひ素ミルク中毒被害者の高齢化等に伴う生活の場の確保に関連して、施設入所等に関する通知を再周知するため、平成 28 年 9 月 16 日付事務連絡「（公財）ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の施設入所等の取組に対する協力について（依頼）」を発出した。

### 今後の取組

- 引き続き、「三者会談確認書」に基づき、「森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会」等と協議しつつ、（公財）ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力を都道府県等に要請することとし、必要に応じて関係通知を改正する等の措置を講じることとしている。

### 都道府県等に対する要請

- （公財）ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力については、引き続き、次に掲げる 5 点をお願いする。
  - ① 窓口担当部局において、保健医療、障害福祉、高齢福祉等を担当する部局のほか、都道府県労働局、市町村、保健所等の関係行政機関との連絡調整を図るための会議を定期的に開催すること。
  - ② （公財）ひかり協会が開催する関係者間の連絡調整を図るための会議（地域救済対策委員会等）に対する出席の要請を受けたときは、可能な限り対応すること。
  - ③ 「森永ミルク中毒事件全国担当係長会議」等を通じた厚生労働省から都道府県等への伝達の内容については、関係部局及び管下市町村等に対する周知を徹底すること。

- ④ 市町村に対し、森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿の写しを、個人情報の取り扱いに留意し、交付すること。
- ⑤ 平成 28 年 9 月 26 日付事務連絡「（公財）ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の施設入所等の取組に対する協力について（依頼）」において、取組の具体例を示した上で、積極的な行政協力の継続及び実際に支給決定等の事務を行う市町村への周知を依頼しており、引き続き、施設入所等の取組が促進されるよう、ひかり協会と連携して適切な対応を行うこと。

### (3) 食品の安全確保に関するリスクコミュニケーション

#### 従前の経緯

- 厚生労働省においては、関係府省庁と連携しつつ、食品の安全に関するリスクコミュニケーションを推進している（食品安全基本法第13条、食品衛生法第64条、第65条）。
  - ※ リスクコミュニケーションとは、リスク分析の手法の重要な一要素としての関係者相互間の情報及び意見の交換をいう。
- 具体的には、食品中の放射性物質対策、輸入食品の安全性確保等に関する意見交換会の開催を始め、ホームページの充実、SNSによる情報発信、パンフレット等の作成、消費者団体や事業者団体との交流等に取り組んでいる。
  - ※ パンフレット等を作成した際には、厚生労働省ホームページに掲載するとともに、メールで送付しているので、関係事業者、消費者等への周知にご活用いただきたい。
- そのほか、都道府県等が開催する意見交換会に対しても、可能な限り講師やパネリストの派遣等を行うなど協力している。

#### 今後の取組

- 今後とも、広報や広報資材の提供、意見交換会の開催等に積極的に取り組むこととしている。

#### 都道府県等に対する要請

- 厚生労働省が開催する意見交換会に対する関係都道府県等の御協力に改めて御礼を申し上げます。各都道府県等においても、食品安全基本法や食品衛生法の規定の趣旨を踏まえ、地域住民に対する広報や意見交換会の開催などリスクコミュニケーションを一層推進するよう、お願いします。
  - 厚生労働省としても、引き続き、可能な限り広報資材の提供や講師・パネリストの派遣等を行うなど協力してまいりたい。

## 5. 生活衛生行政について

### (1) 生活衛生関係営業等への対応について

#### ア 生活衛生同業組合の活動等について

##### 従前の経緯

- 生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下「生衛法」という。）に基づき、自主的に、衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るために設立された組織であり、衛生施設の維持・改善向上・経営の健全化に向けて組合員を指導する役割を担っていることから、生衛組合を通じた同業者のネットワークは、衛生行政の推進における重要な基盤となっている。
- 近年、生衛組合に対する意識の希薄化、組織基盤の脆弱化も否めない状況にあることから、平成 23 年度より生活衛生課長通知を発出し、生衛組合の活動に関して配慮をお願いしている。
- こうした中、より一層、生衛組合の活動の推進等の機運を全国的に高めていくための方策として、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会（以下「全国生衛中央会」という。）において、平成 26 年度より毎年 11 月を「生活衛生同業組合活動推進月間」（以下「月間」という。）として定め、全国・都道府県生活衛生営業指導センター、関係機関及び関係団体の連携のもとに、生衛組合の周知広報や組合活動の活性化のための取組を重点的に展開している。
- 月間の事業活動目標については、①衛生基準の遵守に向けた自主点検活動等の衛生活動の推進、②生衛組合に関する周知広報の推進、③生衛組合を中心としたネットワークの拡充、④後継者・若手人材の育成及び若手による組合活動の活性化、⑤営業者、消費者、行政等の関係機関による連携・対話の推進の 5 項目を重点活動項目とした取組を実施しており、内容については随時見直しを行っていく予定である。

##### 都道府県等に対する要請

- 各都道府県の関係各位のご協力により、平成 29 年度の月間の活動が行われたことについて感謝申し上げるとともに、引き続き生衛組合への情報提供や周知広報へのご配慮をお願いする。

#### イ 生活衛生同業組合の振興計画の認定事務について

##### 従前の経緯

- 各生衛組合が策定する振興計画の認定について、平成 29 年度については、食鳥肉販売業の振興指針の改訂作業を進めている。

### 都道府県等に対する要請

- 振興指針の改正の告示後、各組合において振興計画の変更認定申請を行うこととなるが、各都道府県担当部局においても、変更認定申請等が円滑に行われるよう、貴管下生活衛生同業組合に対する適切な指導方よろしく願います。

### ウ テトラクロロエチレン溶剤対応ドライクリーニング機における活性炭吸着式排気回収装置未対応機器の確認・指導について

#### 従前の経緯

- 「ドライクリーニング溶剤の使用管理状況等に関する調査」については、隔年で調査を行っている。

### 都道府県等に対する要請

- 本調査は、テトラクロロエチレンの排気について、従業員やひいては近隣住民等の健康へ影響が懸念されることから、営業施設の実態を把握することにより、都道府県、政令市及び特別区における指導等に資することを目的として行うものであり、来年度の調査への御協力をお願いします。
- なお、当該機器の設置については、国としても、公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、平成 30 年 3 月末までの措置を平成 32 年 3 月末まで 2 年延長する方針となったところであり、未設置事業者に対して情報提供するとともに、併せて設備更新を促すよう願います。

## (2) 火葬場における有害化学物質について

### これまでの経緯及び対応状況

- 火葬場から排出される有害化学物質については、平成 12 年 3 月に「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」がとりまとめられ、都道府県知事等に対して、当該指針も参考としつつ、域内の火葬場経営者等への適切な指導をお願いしているところである。
- また、平成 20 年度及び 21 年度厚生労働科学研究費補助金により「火葬場における有害化学物質の排出実態調査及び抑制対策に関する研究」が実施され、報告書がとりまとめられた。当該報告書においては、火葬場から排出される有害化学物質の実態、炉の構造や維持管理と排出量の関係等についての調査結果とともに、具体的な排出抑制対策及び灰の処理方法等が提言されている。
- 平成 22 年 7 月「火葬場における有害化学物質の排出実態調査及び抑制対策に関する報告書の送付について（平成 22 年 7 月 29 日健衛 0729 第 1 号）」において、当該報告書を周知するとともに、「火葬場から排出される灰の処理に当たっては、当該灰に含まれる有害化学物質を定期的に測定し、有害化学物質が多く含まれる場合は、熔融処理や不溶化処理等の報告書に示されている対策も参考として、生活環境保全上支障がないよう適切に処理す

る必要がある」と留意事項を示し、都道府県知事等に対して、域内の火葬場経営者等への適切な指導をお願いしているところである。

#### 都道府県等に対する要請

- 域内の火葬場経営者等の関係者に対して、引き続き、当該通知等を参考としつつ、火葬場における有害化学物質の排出抑制対策を推進していただくよう、適切な指導をお願いする。
- なお、指導に当たっては、関連する知見を有する環境部局等関係する部局と緊密な連携を図っていただくようお願いする。

## 6. 水道行政について

### (1) 水道事業に係る予算関係について

#### 従前の経緯

- 水道は災害時においても安定した給水を確保することが求められるライフラインであるが、全国の基幹的な水道管の耐震適合率は平成 28 年度末で 38.7%と依然として低い状況にある。
- また、高度経済成長時代の 1970 年代に集中整備された水道施設は、全国的に更新時期を迎えつつあり、今後、老朽化した施設の更新需要が急増することが見込まれる一方、運営基盤の弱い小規模事業者が多いことや、人口減少等により料金収入が減少していることから、水道施設の耐震化・老朽化対策の推進を図る上で、広域化の推進等による運営基盤の強化が喫緊の課題となっている。
- これらの課題に対応するため、水道施設及び保健衛生施設等の耐震化や水道事業の広域化に関する施設整備をより効果的に支援することを目的として、平成 26 年度補正予算で、都道府県が地域の実情に応じて各事業者に配分できる生活基盤施設耐震化等交付金を創設した。

#### 今後の取組

- 水道施設の整備に関する平成 30 年度予算案については、他府省計上分を含め、平成 29 年度予算額の 355 億円に比べ 20 億円増額の 375 億円(105.6%)を計上している。  
平成 29 年度補正予算案と平成 30 年度予算案を合わせた施設整備費の総額では 675 億円であり、特に、生活基盤施設耐震化等交付金の総額は昨年度と比べて 118 億円増の 447 億円となっている。
- 平成 30 年度においては、生活基盤施設耐震化等交付金の支援策を拡充し、広域的な水道施設の整備と併せて、IoT の活用により事業の効率化や付加価値の高い水道サービスの実現を図るなど先端技術を活用して科学技術イノベーションを指向するモデル事業に対する財政支援策を講じることとしている。  
また、水道事業の基盤強化の有力な方策である広域化を更に推進するため、水道事業運営基盤強化推進事業における広域化の支援策や水道施設台帳の整備に係る支援策の充実を図る。
- 東日本大震災に係る水道施設災害復旧費については、平成 30 年度予算案として、各自治体の復興計画において、平成 30 年度に予定されている施設の復旧に必要な経費の財政支援を行うため、復興庁に 64 億円を一括計上している。

#### 都道府県等に対する要請

- 現在依頼している平成 30 年度水道施設整備費補助金及び生活基盤施設耐震化等交付金にかかる要望書の提出にあたっては、必要額を一層精査いただくとともに、今後予定され

ている事業についても計画的かつ効率的に実施されるよう各関係者とのより一層の連携をお願いします。

- 東日本大震災に係る災害復旧事業については、復興期間の終了年度である平成 32 年度までに事業を終えることができるよう、引き続き各事業者との連携・働きかけをお願いします。
- 生活基盤施設耐震化等交付金については、平成 28 年度から、都道府県が取りまとめた事業計画に基づき、都道府県が地域の実情に応じて各事業者に交付することとなっていることから、水道事業の広域化や水道施設の耐震化等を推進し、持続可能かつ強靱な水道が構築されるよう、地域の実情に応じて弾力的に配分を行うなど、引き続き積極的な取組をお願いします。

## (2) 水道の基盤強化に向けた水道法の改正について

### 従前の経緯

- 日本の水道は、97.9%（平成 27 年度末時点）の高い普及率に達し、国民の生活の基盤として必要不可欠なものとなっている。その一方で、水道施設の老朽化の進行、耐震化の遅れ、多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱、計画的な更新のための備えが不足といった課題に直面し、将来にわたり安全な水の安定供給を維持していくためには、水道の基盤強化を図ることが重要である。  
また、指定給水装置工事事業者制度において、所在確認の取れない指定給水装置工事事業者の排除、無届工事や不良工事の解消も課題となっている。
- 厚生労働省では、これまで、新水道ビジョン（平成 25 年 3 月策定）の提示及び水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（平成 21 年 7 月策定）等各種ツールの提供等により、水道事業者による課題の把握及び対策の実施を支援してきた。
- 加えて、制度的対応についても検討するため、平成 27 年 9 月より水道事業基盤強化方策検討会を開催し、同検討会の中間とりまとめを踏まえ、平成 28 年 3 月 2 日に「水道事業の基盤強化に向けた取組について」及び「水道事業の広域連携の推進について」（いずれも厚生労働省水道課長通知）を発出した。さらに、平成 28 年 3 月からは、厚生科学審議会 生活環境水道部会 水道事業の維持・向上に関する専門委員会を開催し、同専門委員会において、適切な資産管理や広域連携の推進など水道事業の基盤強化を図るための具体策について議論を重ね、平成 28 年 11 月 22 日に報告書「国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて講ずべき施策について」がとりまとめられた。
- 報告書を踏まえ、平成 29 年 3 月 7 日に、水道の基盤の強化を図るための施策の拡充を内容とする「水道法の一部を改正する法律案」（以下「改正法案」という。）が閣議決定され、第 193 回通常国会に提出されたが、平成 29 年 9 月 28 日の衆議院の解散を受け審議未了により廃案とされた。

### 今後の取組

- 上記の改正法案について、平成 30 年通常国会への再提出に向けた準備を進めている。
- 今回の法改正においては、「人口減少社会や頻発する災害に対応できるよう施設の維持管理や修繕、計画的な更新を行うこと、中小規模の水道事業者の広域連携を推進すること等により、水道の基盤を強化し、将来にわたり持続可能な水道とすること」を基本理念とし、法の目的を「水道の計画的な整備」から「水道の基盤の強化」に改めるとともに、広域連携の推進、適切な資産管理の推進、官民連携の推進、指定給水装置工事事業者制度の改善について規定することとしている。具体的には、都道府県による水道基盤強化計画の策定、水道事業者等による水道施設台帳の作成、地方公共団体である水道事業者等が水道施設運営等事業に係る公共施設等運営権を設定する場合の許可制の導入、指定給水装置工事事業者の指定に係る更新制の導入等の措置を講ずることとしている。

## 都道府県等に対する要請

- 都道府県及び水道事業者等におかれては、水道法改正の動向を注視していただくとともに、平成 28 年 3 月 2 日の 2 つの通知を踏まえ、引き続き水道の基盤強化のために必要な対応をよろしく願います。
  - ・水道事業者等においては、引き続き自らの事業基盤の強化を進めていただきたい。
  - ・都道府県においては、広域連携の推進役として、水道事業者間、水道用水供給事業者間、水道事業者と水道用水供給事業者との間の調整を行うとともに、水道事業者等が行う事業基盤の強化に関し、情報の提供及び技術的な援助を行っていただきたい。
- また、各種会議資料（全国水道関係担当者会議、水道の基盤強化のための地域懇談会等）や情報提供資料（平成 29 年 7 月 21 日付け「指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制の導入について」）に示した改正法案の内容を参考に、取組を進めていただくようお願いする。